平成２３年（フ）第２２３号
青森県弘前市大字大沢字西田１番地２
破産者　蒔苗　文明
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第３９２号
秋田市将軍野東３丁目３番９号　レジダンス・ダ・パンＢ101、前住所秋田市土崎港中央６丁目13番20号　エスポワール未来203
破産者　伊藤　幸子
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３９号
秋田市八橋田五郎１丁目９番13号　サンライズ八橋201号、前住所秋田市桜３丁目14番10号　秋田マック
破産者　寺田　　勇
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４４３号
秋田市牛島西３丁目６番60号
破産者　熊地　沙織
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４４号
茨城県日立市川尻町６丁目２番11号
破産者　高崎　栄一
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第４５号
茨城県日立市川尻町６丁目２番11号
破産者　高崎　　栄
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第４０号
群馬県太田市岩瀬川町200番地３　グラン・ヴァレーＢ―202号
破産者　倉林　幸太
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２１４１号
新潟県新潟市西蒲区巻甲4188番地１
破産者　田邉　　温
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２２０９号
埼玉県川口市芝富士１丁目25番10号
破産者　武田　秀一
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９号
さいたま市中央区本町東３丁目４番８号　ジュネス与野106、前住所さいたま市中央区下落合７丁目３番37号コーポＥ101　渡辺孝良方
破産者　下田　雪子
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３０号
東京都中野区野方２丁目４番６―210号
破産者　栗原　正治
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４１号
埼玉県鴻巣市吹上富士見３丁目３番11―５号、旧住所埼玉県鴻巣市筑波１丁目10番20号
破産者　西山　安夫
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９７９号
横浜市中区山田町４番地　フロール山田町第１―812号室、開始決定時の住所横浜市西区藤棚町２丁目212番地の16
破産者　堂谷内栄子
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２５８号
横浜市港北区岸根町413番地１　モチヤレジデンス110
破産者　太田　綾子（旧姓上田）
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３６８号
横浜市栄区公田町740番地　25棟402号
破産者　山下　次義
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４４７号
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和アパート10棟102号
破産者　小高　卓三
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４４８号
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和アパート10棟102号
破産者　小高　玲子
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４４９号
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和アパート10棟102号
破産者　小高　晃宏
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部